

研究助成細則

(総 則)

第1条 公益社団法人日本地すべり学会規則（以下「規則」という。）第21条第2項に基づき、この細則を定める。

2 この細則は、理事会の決議を経て、変更することができる。

(助成の対象)

第2条 本学会が行う研究開発の助成の対象は、個人又は複数の研究者あるいは団体であり、地すべり等の斜面変動に関する研究及び保全事業の発展に寄与するための活動をおこなうものとする。

助成の対象は本学会の会員に限定しない。

(助成の範囲)

第3条 助成の範囲は、活動に必要な旅費、賃金、使用料、消耗品等とし、備品購入費は含まないものとする。

(助成の申請及び決定)

第4条 助成を受けようとする者は、研究調査部がおこなう課題募集に応募しなければならない。

2 助成の対象となる課題は、研究調査部の審議を経て理事会が決定する。

3 助成の対象となる者は、活動の目的及び内容ならびに経費その他必要な事項を記載した助成金の交付申請書(様式1及び2)を、研究調査部に提出しなければならない。

(報 告)

第5条 助成を受けた者は、その対象となった課題が終了したとき及び各年度末に、速やかに事務局にその成果の概要書及び助成金支出明細書(様式4)を提出しなければならない。

(成果の所属)

第6条 助成を受けた課題の成果は、その助成を受けた者に属する。

(成果の発表)

第7条 助成を受けた者は、第5条の成果を、学会機関誌等に公表しなければならない。

2 助成を受けた者は、前項に係わることについて報酬等を求めることができない。

附則

この細則は、平成12年8月28日に新規制定したもので、平成12年9月1日から施行する。

附則（平成23年8月30日理事会議決）

この変更細則（第8条追加）は、平成23年8月30日から施行する。

附則（平成24年8月28日理事会議決）

この細則は、平成24年8月28日に一部改定したもので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

附則（平成28年5月20日理事会議決）

この細則は、平成28年5月20日に一部改正したもので、同日から施行する。

附則（平成29年8月22日理事会議決）

この細則は、平成29年8月22日に一部改正したもので、同日から施行する。

※金額は例